

# 委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## （Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

## （本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

## 1 目的

本業務は、長原漁港において、磁気探査業務を行うものである。  
岸壁改良工事の事前調査で実施するものである。

## 2 業務内容

### (1) 打合せ等

本業務の協議打合せは、業務着手時、中間1回、業務完了時の3回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

当初及び最終は、管理技術者が立会するものとする。

### (2) 探査準備

ア 本業務施行箇所は、漁港内に該当するため、船等の移動については、関係者等と十分協議を行ってから施行すること。

イ 港則法に基づく海上作業の対象となるため、作業を行う前に、港長と協議を行い、許可を得てから施行すること。許可の写しを監督員に提出すること。

なお、許可申請等に伴い履行期間の変更の必要が生じる場合には、監督員と協議することができる。

ウ 本業務区間内に、別途「R2徳土 長原漁港 松・長原 底質調査業務」と同時発注である。受注後、別業務の管理技術者等と協議を行い、作業に支障がなく行えるようし、決定事項等は、書面にて監督員に報告すること。

### (3) 磁気探査

本業務の施工箇所は、船舶等の操作には十分気をつけて行うこと。

## 3 成果品

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）に記載している内容について、最低限提出すること。

当該業務は、電子納品対象外であるが、電子納品にて提出するものとする。徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】に基づき提出すること。報告書の印刷・製本は2部とし電子納品は正・副合わせて2枚とする。なお、別途監督員が必要と判断した場合は、協議を行った上で提出するものとする。

## 4 その他

その他疑義が生じた場合には、協議を行った上で決定するものとする。